

第二十六回国会 農林水産委員会 議録 第三十一号

昭和三十三年四月十九日(金曜日)

午前十一時十四分開議

出席委員

委員長代理 理事吉川 久衛君
 理事白濱 仁吉君 理事助川 良平君
 理事田口長治郎君 理事芳賀 賢君
 安藤 覺君 石坂 繁君

大野 市郎君 木村 文男君
 椎名 隆君 鈴木 善幸君
 原 捨思君 本名 武君
 阿部 五郎君 足鹿 覺君
 石田 宥全君 石山 權作君
 川俣 清音君 橋 兼次郎君
 中村 英男君 日野 吉夫君
 細田 綱吉君 山田 長司君

出席國務大臣 農林大臣 井出一太郎君
 出席政府委員 農林事務次官 八木 一郎君
 農林事務官(農林經濟局長) 渡部 伍良君
 農林事務官(農林經濟局長) 石谷 憲男君
 委員外の出席者 農林事務官(農林經濟局長) 丹羽雅次郎君
 農林事務官(農林經濟局長) 保隆 長君
 農林事務官(農林經濟局長) 藤巻 吉生君
 農林事務官(農林經濟局長) 石川 里君
 農林事務官(農林經濟局長) 家治 清一君
 農林事務官(農林經濟局長) 岩隈 博君

四月十九日

委員伊瀬幸太郎君、川俣清音君及び橋兼次郎君等につき、その補欠として日野吉夫君、中村時雄君及び石田宥全君が議長の指名で委員に選任された。

四月十八日

広尾町に営林署設置に関する請願(本名武君紹介)(第二八〇〇号)
 水産資源保護の水質汚濁防止に関する法律制定の請願(櫻内義雄君紹介)(第二八二二二号)
 水俣市の奇病発生に伴う漁業対策に関する請願(川村継義君紹介)(第二八二九二号)
 異常発生病虫害防除用農薬購入費等の国庫補助に関する請願(黒金泰美君紹介)(第二八三〇号)
 宇治群島周辺海域に機船底びき網漁業の進出反対に関する請願(池田清志君紹介)(第二八五七号)
 芳沼ため池補強工事に関する請願(荒船清十郎君紹介)(第二八八六号)
 米の統制撤廃反対に関する請願(池田清志君紹介)(第二八八七号)
 同(中馬辰猪君紹介)(第二八八八号)
 大隅地区に国立ポンカン試験場設置に関する請願(二階堂進君紹介)(第二八八九号)

の審査を本委員会に付託された。
 本日の会議に付した案件
 森林法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇六号)(参議院送付)

農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三二二号)
 農業災害補償法臨時特例法を廃止する法律案(内閣提出第一三二三号)
 農業災害補償法第七十四条第四項の共済掛金標準率の改訂の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一三三三号)

○吉川(久)委員長代理 これより会議を開きます。
 森林法の一部を改正する法律案を議題としたし、審査を進めます。質疑を続行いたします。質疑を通告された委員は全部終了いたしました。ほかには質疑はありませんか。なければ質疑はこれにて終了いたしました。次に討論に入ります。討論はありませんか。なければ採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕
 ○吉川(久)委員長代理 起立総員。よって本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

この際本案に対し附帯決議を付したい旨の申し出があります。これを許します。芳賀賢君。
 ○芳賀委員 ただいま可決されました森林法の一部を改正する法律案に対し附帯決議を付するの動議を提出いたします。
 まず案文を朗読いたします。
 森林法の一部を改正する法律案
 に対する附帯決議
 政府は、本法に基いて林政の転換を図るに当たり、森林資源の現況と

林産物需要の趨勢にかんがみ、次の各項に留意し、その実施に遺憾なきを期すべきである。

一、広葉樹の重要性にかんがみ、森林計画の編成にあたっては有用樹種の保続培養について具体的計画をたてることに、今回の改正によつて適正伐期令級未満のものに濫伐におちいらぬように適切強力なる指導を行うこと。

二、奥地未開発林の積極的開発を行うとともに、林種転換による人工造林の促進を図るため所要の助長策を講ずるものとし、特にその造林補助については格別の考慮を払うこと。

三、木材の需要の増加にともない、針葉樹のみならず広葉樹についても生長量の多い品種の育成を図るため、育苗場、原種畑の設置等林木品種改良事業を強力に実施すること。

四、薪炭林面積の減少に伴い、農山村の経済に悪影響を来すこととならぬよう、残存する薪炭林の改良を図るため助長の方途を講ずること。

五、市町村有林等の荒廃の現状にかんがみ、その管理、経営について抜本的方策を樹立し、公有林行政の刷新を図ること。

六、酪農地域の拡大および寒冷地農業振興対策に配慮、国有林野等において畜産共用林野の整備拡充を

促進すること。
 七、林政移行の基盤である森林組合の育成強化に努めると同時に、組合員の総意を治山、造林、林道等森林資源の涵養のために行う事業に反映させることができるよう措置すること。

右決議すること。

趣旨につきましては、過般来の当委員会における各委員諸君の質疑の中に十分尽されておるわけでありすが、特に今回の森林法の改正の中におきましては、広葉樹林に対しましては適正伐期に対する伐採の制限規定というものを撤去するような改正点がありますので、この点は、今後の森林計画あるいは林政上及び影響というものは、決して軽視できないと思っております。われわれはこのことが今後のわが国の森林行政の全体の面から後退になるということを憂慮いたしまして、特にこの附帯決議を付するというのが趣旨の重点であるということを上記まして、以上で説明を終ります。

○吉川(久)委員長代理 ただいま芳賀君の説明されました自民、社会共同の提案による附帯決議を付するに御異議ありませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり

○吉川(久)委員長代理 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。この際附帯決議に対する政府の所見を求めます。八木政務次官。

○八木政府委員 ただいま御決議になりました附帯決議の各項には、政府

といたしましても十分に留意いたし、誠意を持ってその実施に遺憾なきを期する所存でございます。

○吉川(久)委員長代理 なお、委員会報告書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○吉川(久)委員長代理 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

午前中の会議はこの程度にいたしまして、暫時休憩いたします。

午後二時十八分開議

○吉川(久)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

農業災害補償法の一部を改正する法律案、農業災害補償法臨時特例法を廃止する法律案及び農業災害補償法第七條第四項の共済掛金標準率の改訂の臨時特例に関する法律案、以上三案を一括議題といたし審査を進めます。

質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次これを許します。足鹿覚君。

○足鹿委員 農林大臣にお尋ねを申し上げたいのでありますが、いづれこまかいことは各論に入ってから政府委員にその都度お尋ねを申し上げたいと思うのです。きょうはその基本的な問題に限定して二、三お尋ねをしてみたいと思うのです。

まず私の質問は、農業災害を二つに見まして、一つは自然災害の問題、一つは人為災害とでもいいますか、最近公共施設によっていろいろ農民が被害を受けることについて、後段時間があればお尋ねをしてみたいと思うのです。

まず最初に本問題であります農業災害補償法の改正についての基本方針を一つ承わりたいのであります。大臣も私と一緒に農林委員をされ、また農林委員長として親しく私どもも御指導願ったのであります。二十八年度の四月からこの問題が問題となり、今日まで足かけ五カ年間、政府は三代にわたって変ったのであります。私どもはその間の改正案が基本的に取上げられてくることを待望して、努力してきました。ところがようやくして五年ぶりにこの改正案が出たのであります。これを一読して感じますことは、非常に農民の期待を裏切るのみならず、関係者の期待とも相当遠いものがあるように思うのであります。全体を通じましてきわめて微温的でありまして、この程度の改正では果して制度自体が現在直面しておる困難な段階を乗り越えることができるかどうかということについても心配がないではありません。しかし政府が三代の内閣にわたってなし得なかつた点について、とにもかくにもこままでまとめられたという苦心の跡は法案を通じていろいろ見受けられるのであります。いづれにしても私どもが期待しておったものとは相当遠いのであります。具体的にこれを指摘してみますと数限りなくあるのであります。大臣にお尋ねしたいのは、去年の十一月ごろ出ておりました農経局の原案というものは、現在提出されたものよりも相当進んだものであった。ところが去年の十二月に自民党の特別委員会が設置され、これが活動を開始して、最近結論を出されるに至ってその当時の案はほとんど骨抜きになってしまった。

そうして現在出されているものが、私どもへ一応示されておるのであります。この法案全体としてどこに基本方針があるのか。今までの法案が問題になっておるのは、農家の相互共済制度であるといっておる。一面において保険の形式を取り入れておる。また根本においてはその法案の名称が示すように農業災害補償法であって、国家がある程度補償をするという立場をとっておる。そこにいろいろ運用をめぐって、また法の欠陥をめぐって、過去において好ましくないところの姿が出ておるのであります。でありますから、今度の改正の骨子というものはどこにその基本方針を置いて改正をするのか、また現在一足飛びには上れないとするならば、次の段階にはどこにこの構想を置いてどこに持っていくかとしておるのか、その基本構想というものがないければならないと思うのです。要するに国家補償制度をもって買っていくとしておるのか、保険制度でどことどこまでやっていくかというのか。問題は、相互共済というには現在においてはその運営の面からいって全く実態は違ひものであります。残されておるのは国家補償制度でいくか保険システムでいくか、この二つにだんだんと制約されてきておると思うのです。そこでこの法案全体を通じて大臣が構想されました基本構想というものはどこにあったのか、また今後どこに置かれようとしておるのか、これをまずお示しを願いたいのであります。

○井出国務大臣 本改正案の御審議をお願いすることに相なりまして、私も願ひます。ことに足鹿委員にお

かれましたは、当委員会の中に共済小委員会というものを設けられまして、足鹿さんが中心になられて十原則というようなものを打ち出され、改正の方向を明示せられましたこともなお記憶に新たなところでございます。従いましてそういったいきさつ、経緯にかんがみましますと、この改正案はたゞいま御批判を受けましたこととまことに微温的である。当時の考え方というものは影をひそめておることと御批判でございます。当時を承知しておる者としては必ずしもこれに満足しておるわけではございません。しかしながらこれをもっていたしますときに、なお従来の線よりも一歩前進であるということはお認めいただけるものと思ひます。当時の小委員会が打ち出された構想の幾分かは取り入れておる所存でございます。どうも焦点がぼけてしまったと言われましますゆえんは、ともかくこれだけに固まるまでには、いざいざ長年月を要したわけでございます。その間のいわば最大公約数というふうなものがこれに表現されておるというように御理解をいただきたいと思つておる。そこで問題の基本はどこにあるのか、一体保険のシステムでいくのか国家補償でいくのか、このあたりが確かに問題でございます。このあたりが確かに問題でございます。このあたりが、さりとてこれを明確に直ちに切り切るというわけにも参らないのでございまして、この改正案はまあその両方のファクターを持っておるといふ次第でございます。この当面は一つこの程度をもって御了承を願ひたい、こういう次第でございます。

○足鹿委員 まあそういう御答弁だろうと思つておつたのですが、しかし全

体を通じて一歩前進だと思つては、公共的資格を経営主体の特例に見られるような道をお聞きになったというところは割目すべき重点だと思つたのです。私が見たところでは、やはり公共的資格を強めていくということ、これは運営を公正にしていく面からいっても、またその団体なりこの関係の仕事をしておる役職員のまじめな要求にこたえていく上においても、また農民に正しく、今までの制度に対する不信を払拭していく上においても、公共的な資格を強めていくという方向に重点が案全体として動いておるものだと私は見ておるのですが、そうじゃないのでしようか。その程度は、もう少し大臣の構想としては末端から上つたものを押しつけられたというのではなくして、少くとも確たるところは一つつかんでおいていただきたい、そうしてこれをもって満足せずして、今後も改正の時期なり、方法というものはあろうと思ひます。なかなか一べんに取り上げるわけには参らない複雑な問題でございます。少くともその見通し、大臣の確信というもののだけはこの際明らかにしていただきたいのです。

○井出国務大臣 その点は御指摘のよう

に本改正案の一つの大きな特徴でございます。またそのゆえに、このあたりが一番大きな問題点となりまして、提出がおくれたという次第も実はあつたわけでございます。一応道をあけたということとどまっております。けれども、まあここに一つの方向があるとお考えをいただいてよろしかろうと思つたのであります。まあ共済制度というものが大きな試験に立つておるという時期でございます。こういう道を

を

あけたことによりまして、公共性という面が強まって参り、それによって従来の信頼感の喪失しておったものを取り返して参りたい、こういう構想を示しておるわけであります。

○足鹿委員 時間がありませんから、もうこれからは意見をやめまして、具体的な点を、大臣の御見解が明らかになりましたから、申し上げます。複雑な現在の機構を簡素化していくことについて特別の注意を払われたかどうか。たとえば現在のこの機構は、特別会計を昭和十九年の法律に基いて政府内に置いておる、一方においては経済局を中心として監督官庁の立場に立っておる、また昭和二十三年には共済基金制度が設けられて現在も存続しておる、また社団法人として、任意団体として全国共済協会というものができておる、しかも最近の制度の改革によって、評価の上に農林統計調査機構を活用するような運営になってきておる、今度はまた市町村の主管するような立場に制度を持っていくとしておる、こういうふうになつて非常に今度は自治庁との関係が出てくる。また農林省の内部においても、たとえば農林統計調査機構を今後は一つのきめ手として使っていくという意図が強く出ているようであり、戦後における農林統計調査機構というものはその性格が変化しておると思ふのです。それはどういう点かといへば、食糧の供出制度が非常にやかましいときに、作報と称して、むしろこれは強権供出の数字的裏づけをするということが陰に働いている大きな任務としておつた。ところが現在予約制度になつてその必要はなくなった。従つて農林統計調査部という

ものの機構なしその性格というものはよほど變つてこなければならぬはずだ。ところがいまだに郡別の統計はあつても市町村の統計はない。また被害統計というものは表だつておつていない。それに対するところの対策が一つも立てられてないという状態に於いて、農林省の内部機構の上においても活用する点があるならば、少くとも新しい転換に備えて、機構を簡素整備していく筋合いのものであらうと思ふ。

にもかかわらず、このたびの改正案においては、特別会計についても、共済基金制度についても、協会についても全然触れておらない。また農林統計調査機構の制度へも活用する点についても、有機的な機構自体の変換も行われていない。こういうことで一片の法律の改正を行うことによつて目的が達成されるものではないと思ふのです。その点には制度を改正していくという場合に於いては、機構上における重大なポイントだと思ふ。その点については考慮をお払いになる余地はなかつたのであります。またあつてもできなかったものであります。か、全体として明らかにしておいていただきたい。

○井出國務大臣 全体的に簡素化というふうな論点から見ますならば、これはたとへば一筆反建であつたものを右に御要請には応じておると思ふのであります。今お話のございましたものもろもろの機構、こういうものとの調整をもつと考へて簡素化すべきではないかという御意見でございますが、ただいまのところは、今の統計調査部にいたしまして、あるいはまた市町村との関係というものをししまして、それ

ぞれの中へ取り入れて参つておるものであります。これらを有機的に、総合的に運営をして参ります上において、そういう問題は解決して参りたい、というふうに考へておるのであります。

○足鹿委員 たとえば統計調査部の事例を私は申し上げたのですが、これはもつと本気におやりにならなければ、この制度の一番重点の魂が入らないのです。今度の制度改正を通じて一番抜けておる点は、損害評価のきめ手について何ら新しい新味がないということ。会計検査院が、あるいは行政管理局が従来しばしばこの農業災害補償制度を建設的な立場において批判するいは決算上の会計検査の立場から批判をしておるのは、いわゆる損害評価をめぐる水増しの評価であるとか、それに端を発するいろいろな不正等の問題を追及しておるのです。そこからい

わゆる運営上を通じて悪いことが行われておるのです。農民の利害に相反するやうなことが公然と行われておるのかぬと思ふのです。ところがいろいろと非公式に、こゝでしゃべるばかりが能てありませんから、具体的に建設的にいろいろ意見を聞いてみますれば、わずかな財政上の制約によつて、いろいろな案があつても実行できない、こういうふうな実情なんです。今度四億七千万円ばかりの三分の一負担が二分の一負担に變ることについて、最後まで大蔵省が難色を示したという経緯を私は聞いて知つておられますけれども、負担の問題も、もちろん大蔵省とのあの程度の折衝によつて目的を達成されたのはけっこうですが、少くとも損害評価のきめ手について、

もつと注意を払い、それに必要な最小限度の財政措置等は講じられて、少くとも一歩前進の姿をお出しにならなければならぬはずだと思ふので、ところが今申し上げましたように農林統計調査機構関係については、その性格がよほど大きく転換しては、いかんにかかわらず、しかも再出発にひとしいようなこの制度の改正に當つても、その機構を活用していく上における根拠が明らかでないし、運用上における根拠がない。こういうところに私は問題があると思ふ。これについてはまたあと局長等にもお尋ねしますが、大臣としては少くとも制度改正をおやりになる場合は、日本の農業政策の大きな支柱の一本であるこの制度について、百数十億の金が使われている、農民もこれに見合ふところの負担金を一応出している、この大制度が、この程度の改正で果してうまくいくかどうか、このたびの改正で失敗すれば、ほとんどこの制度は自壊するであらうと思ふ。それだけに私は心配をいたしておる。もつとこの点については一段と工夫を要する点があるのではないかと思ふ。それから共済基金の問題にしましても、三十億の基金をもつて十五億を政府が出資する、あとの十五億は農民負担ということになつておりますが、どの程度の農民出資になつておるか、私はつまびらかにしておりません。あとでまた説明を聴取したいと思ふ。現在この共済基金の果しては、役割というものを無視するわけではありませぬ。しかし少くともこの程度の基金に農林中央金庫の理事長級の給料を払うような人を置き、膨大な機構を置

いておやりになるだけの機能を果していかどうかということも疑問です。農林金融公庫に特別部門を作つて、これに政府がある程度の財政を補給していけば機能は十分果せるわけです。何もこんなものを別に置いておく必要はない。私もこれは無視はしません。大災害があつたときには政府が別途の措置を講じなければ何一つできないのです。そういうような点についても、このたびはほとんど触れておられません。根本改正、抜本改正でないからいたし方はないといふもの、そういった点についてほとんど触れておる点がない。説明を讀んでみてもそういう点を考慮した余地もない。こういう点は私は非常に遺憾に思ふ。これ以上申し上げてみても、大臣も御答弁がどうかと思ひますが、制度改正協議会の答申は昭和二十九年十二月に答申をいたしておられます。その点について若干答申案を尊重されたと思はれる節もないではあります。機構上の問題についてはほとんど触れていない。重大な問題についてはほとんど触れていない。そこに私はこのたびの改正案が微温的であり、今後を期待することができないのではないかとこの心配を持つのであります。そこで農林大臣にお尋ねしますが、制度改正協議会が、昭和二十八年の本農林委員会の決議を尊重されて出されたのは、二十九年の七月であつたと思ふ。炎暑を冒して相当の人々が寄つて慎重審議をし、まじめな審議をして十二月に一応中間答申をしたことはこの経過報告書を読まして、私も当時を追想しておるのであり

ますが、この協議会の運営はその後ス
トップしてやる。これは死んだもので
ありましようか、生きたものでありま
しょうか、今後運営されるつもりであ
るのかないのか。根本改正はこのたび
達成されておられませんから、いずれ根
本改正の時期は遠くはないと思ふので
すが、何かこれについてこの協議会を
そのまま自然消滅されていくつもりで
あるのか、これをまたさらに活用して
今後に備えられていくというのか、
この答申については従来どの程度の考
慮を払われたものであるか、将来に対
する対策はどうか、この点を伺いたい。

○井出国務大臣 損害評価の問題が最
初に御質問にございましたが、これは
本制度の運営上の基本的な問題でござ
います。この改正案自体には細目にわ
たつてはおりませんが、具体的な
方法あるいは具体的な改善策につきま
しては準則を定める予定でありますの
で、御意見のほども十分尊重をしてそ
の準則の内容に盛り込んで参りたいと
思ふのであります。そういう際に統計
調査部を活用する、こういうことも
とより考えなければなりません、ま
た統計調査のあり方についても、供出
制度のなくなった今日といたしまして
は、これにも工夫をこらしていかなけ
ればならぬ、このように考えておる次
第でございます。

それから基金の問題が出ましたが、
これはわれわれ部内で検討をいたしま
した際には、基金と共済の中央機関と
いうふうなものをどういうように組み
合せるかというふうなことも、構想の
上には上って参つたのでございますが、
当面としてはそこまで及ばずして、こ
ういうものをお目にかける結果になつ

た次第でございます。なおまたこの国
会の決議に基づきます災害補償制度を
検討する機関といたしまして、ずっと
御苦勞をかけて参つたのでございま
す、その答申につきましては、今回の
改正案の中である程度の部分は取り入
れておると考えるのでございませ
ぬ、あの機関も何か少しなごらした
という感じでございますので、むし
ろこの改正を機会に、あるいは別個に
考え直してみたらどうか、つまり
編成がえをするか、そういう点を少
く検討させていただきたい、こう考
えております。

○足鹿委員 私はいくともあの制度改
正協議会にこの改正案を出されるなら
ば、一応は正式に諮りになって、あ
そこまで努力をし、苦心をした者の意
見をいま一応お確かめになる必要はな
かつたか、相当時間を過ぎております
からあるいはそういう点で何か別に考
えられるところがあつたかもしませ
せんが、少くとも内閣は変わっておりま
しても、その努力したものがこのたびの
中にもいろいろな形で、目だけは一応
入れておられる点も私も買入るので
ありますが、やはりもう少し尊重され
るような態度がほしかつたと思ふ。今
後もまた運営上についてはいろいろお
考えになつておるようでありませ
ぬ、これ以上申し上げません。

そこで、今度の改正について私が一
番問題にしたいのは、いろいろな参考
資料を讀んでみてもわかりませんが、一
番問題になるのは、制度をどう改正し
てみて、運営の面において制度その
ものがあまり複雑に過ぎる、そのよき
意図とは違つた結果が出てくる、こ
ういふことだろふと思ふのです。昭和三十

十年度の決算検査報告書を見ますと、
農業共済再保険特別会計中の不当事項
というところが長文にわたつて出てお
りますが、このいろいろな事項を指摘
しております中で一番重大な点は、昭
和二十八年年度決算検査報告に掲記した
指摘事項のうち、当局において変則払
い等の不当経理を是正し正規の支払い
を行つた旨を、その検査を受けた組
合から回答があつた、そこでまたそれ
を再調査してみたところが、実際は指
摘によつて直したといひながら、それ
は帳面の上だけで全然直してやらぬ、
このことが一番遺憾であるという旨を
会計検査院は指摘しております。膨大
な報告の中で昭和二十八年にたとえ
兵庫県加古郡天満村の事例——私は当
時小委員長をしたときに資料を出して
もらつてよく記憶しております。そうし
てこれは変則であるから直せといつて、
直しましたと返事がくる。また今度調
査してみたが、これは帳簿上のことだ
けであつて、全然是正されておらない
といふことは、この検査報告書の中で
一番重視すべきであらうと思ふ。どん
な制度を改正してみたところで、こ
ういふことではおそらく問題にならな
いだらうと私は思ふ。そういう点で
本制度を簡素化していくためには、こ
の前もこの問題が問題になつたとき
に、いろいろと小委員会の案として作
りました備荒資金制度のようものを
作る、そして病虫害ははずして、病
虫害はできたものに補助を与えるとい
うよりも国営あるいは国の負担におい
て予防に重点を注いでいくという方式
に変えまして、そして風水害等の不
可抗力による災害については国が補償
をしていくといふ、いわゆる国家補償

の方式を備荒資金制度的な方向で求め
たらどうかといふことを当時相当検討
したのであります。ところが衆参両院とも
一番問題になつたのは、現在国が使
ておる程度の金をそのまま積み立てる
ことが可能であるならばそれでよろし
いが、もし大きな災害が起きたときに
はその予算の範囲内で大蔵当局に打ち
切られる危険性がある。その点では現
制度は自動的にふくらんでいくといふ
強みを持つてゐる、この自動的にふく
らみ得る制度を生かしながら、しかも
国家補償制度に切りかえていくにはど
うしたらよいかといふことが、私はこ
の制度改正の基本であつたと思ふ。そ
ういふ点については歴代の内閣を経、
足かけ五年の検討をやられたわけであ
りますから、全知全能をばはつてみて
も、少くとも法律的にそういう手段が
なかつたかどうか、これが一番問題な
んです。だから、検査院が膨大な機構
を使つて検査してみても反応がない。
中にはりっぱな運用をしておるもの
もありますが、間違つた運用をしたもの
ははなはだしく多いのです。こういう
間違つた運用をやらさなければ、
備荒貯蓄のような形で、災害を受けた
ものに對し国が補償していくという行
き方が私は一番簡素でいいと思いま
す。この制度が一番いいと思いま
す。だがしかし今言つたような大きな災害
があつたときに、自動的にこれに対応
するような国家予算の支出が伴わない
よつた場合には、むしろこの制度
自体が後退をする危険性があるとい
うので、あの当時は踏み切らなかつたの
です。大体意見は一致しておつたので
す、制度改正調査会も、当委員会の結
論も。ただ参議院の方でもその点を心

配されて、そういう重大な問題である
ならばわれわれもそうむらやなことは
できぬといふので思ひどまつたので
す。そこでその問題を今後どう検討す
るかという間に内閣が変わつたり解散が
あつたり、いろいろな政変のためにそ
のままになつてしまつて今日に至つて
おるのです。この点についての検査は
どうでありましたか、これは局長の意
見も聞きになつてつてつてつてつて
もう少し詳細に御説明願ひたいのです。

○井出国務大臣 ただいまお示しにな
りました一方は備荒貯蓄という考え方
で、むしろ防除を中心にしてやつて参
る、他方自然災害に対しては国家補償
でいくという考え方は私も当時承わつ
ておりました。これは一つの理想的な
形であらうと思ふのであります。実
を申しますと会計検査院の指摘等にも
ございませぬ通り、ともかく現行制度に
對する非常にきつぱり批判が各方面から
起つて参つておりました、むしろこの
ままではくずれ去つてしまふ危険性も
多分にあるといふような現実の状態で
追われた次第でございます。それがた
めにはともかく年々百何十億以上に上
る国家資金といふものをこの制度の形
のままであれば受け入れることができる
し、オートマティックにこれを災害の
量によつて伸ばすこともできる、こ
ういふ角度から、御指摘のような点も
ちろん承知しておりましたが、当面の
必要に迫られてこつた形での改正案を
お示しをした次第でございます。

○足鹿委員 時間がもうないようです
が、あした引き続き大臣に御出席を願
えるならば質問を継続したい。同僚委
員の、緊急質問をしたいといふ御意向
もありますし、きょうの質問は、大臣

四

が御出席になることができるならば明日に継続したいと思います。
○吉川(久)委員長代理 ちよっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○吉川(久)委員長代理 速記を始め

○芳賀委員 農林大臣が時間がないのでありますが、緊急を要することですから重点的にお尋ねします。農林大臣は十七日に記者団と会見をされました、全購連事件を中心にして農林大臣としての意見を発表になったのであります。この記者団会見の中に非常に重要と思われる事項があるわけでありまして、この点に対してお尋ねします。

第一の点は、この全購連事件を契機として今後協同組合に対する一つの全面的な検討を行うために、全国農業会、全国農協中央会を中心にして農協再建委員会を設置して、広く学識経験者等を集めて再建の方策を講ずるといふ点が一点。

それからもう一つは、現行の肥料行政に対する再検討を行うために、肥料審議会の懇談会を開いて肥料二法案に対する内容の論議を行いたいということとを述べられておりますが、この内容について大臣の特に真意とするところをお尋ねしておきたいのであります。

○井出国務大臣 その前段の再建委員会と申しましょうか、これも仮称でございますが、今回の全購連事件を契機にいたしました農協特任の中央団体のあり方というものが大きな批判を浴びておりますことは御承知の通りでございます。従いましてこれは農林省としてもこの際看過するわけに参りません。もちろんこれは農林省部内にお

ても当然政めなければならぬ幾多の問題を惹起しておりますが、それはそれとして、やはり団体には団体が自主的な立場においてそのあり方を討究していただくことがよいのではないかと、それには決して役所の方からどうこうというのではなくて、それは一つの試案でございますが、そういうような形で中央会というものが一つの指導機関があるのでありますから、このあたりが肝いりされることによつて、自主的にこの際農業団体、特に農協のあり方を検討していただき、世論にこたえをもらうことが適當ではないか、かような考え方をいたします。

それから肥料の問題につきまして、実は一部の肥料審議会の委員のお声として、肥料審議会を開いたらばと御要請も受けているのであります。これは正式な委員会というのではなく、懇談会でも持つていただいたならばどうか、そうして今日の肥料状況というものが、生産は非常に増大をして参つておりました、国内の措置もさることながら、一方においては輸入輸出の問題などが大きく検討されなければならぬ時期かと思つてございませぬ。いつという目安はまだついておりませぬけれども、こういふ際にやはり肥料の問題にも言及をやって参る上におくことの方が、施策をやって参る上において有益ではなからうか、こういう考えを記者団会見において述べた次第でございます。

○芳賀委員 第一の点について農協が、しかも全国段階における連合会が非常な問題を起すということについては、これはやはり根本的な原因あるいは欠陥があるということも一応考えら

れるわけですが、そういう場合に、これは果して制度上の欠陥であるか、あるいは運用上の欠陥であるか、あるいはまた農協それ自身の陣営内における質的な原因であるか、たとえば中央団体において、あるいは膨大な経済的な行為を行うに足る人的か、質的素質が非常に欠如しているのか、こういう問題が起るというこの三つの根本的な原因というものは探求されなければならぬと思つて、農林大臣はどうか、一番大きな欠陥があるとお考えな

かという点でございます。これは先日参考人を招致した場合においても、現在責任のある役員が全部辞職して参りまして、暫定的に明二十日役員の選挙を行なつて、一応事業の継続をやつていこうというのをわれわれ承知しておるのであります。こういう大事な役員選挙を前にして、農林大臣の見解の発表というものは非常な影響をいろいろな面に与えておるといふふうに考えられるのであります。大臣のこの見解の発表というものは、単なる当面の問題におびえて、その場のがれ的な思ひつきの見解を発表しておるものであつか、ほんとうに農林大臣として、現在の協同組合全体の各面の検討を行なつて、制度運用上どういふところに欠陥があるというところをお気づきになつてあのような談話を発表されたかどうかという点であります。

○井出国務大臣 明日と行われると聞いておられます全購連の役員改選、これを別に意識してどうのこうの、これに影響を与えるというふうなことは私としては考えておりません。むしろもう少し一般的な問題として、今芳賀

さんのおっしゃるような制度機構の上にもあるいは運用上にも、人的要素にもいろいろ欠陥のようなものが伏在しておられるのか、そういうことを農協の皆さんに自主的に討究していただくという意味において一つの示唆を投げかけたかというように御解釈をいただければどうかと思つております。

○芳賀委員 次に肥料関係の問題であります。肥料審議会は結局臨時肥料需給安定法に基いて運営されるわけでありまして、ですから肥料需給安定法という法律が現存している上において、審議会だけ開いて問題の検討を行なつても無意味だと思つて、昭和二十九年に肥料二法案が成立したときの諸情勢と、現在における国内あるいは国際的の肥料情勢というものは、必ずしも環境が同じだということはいえないと思つて、ですから肥料二法案が成立當時意図した目的が一応達成されているというこの判断が一応達成されているという、法律それ自体に対する検討を加える必要はあるいはあるかもしれぬと思つて、法律の運用上も現在において単に確安を中心にしてア系肥料だけがその対象になつておる。今度問題をはき出したのは、ほとんどが輸入に依存しているカリ肥料の取扱ひから発生した問題です。あの当時からア系肥料以外の重要肥料に対しても農林大臣が認める場合においては政令等によつて法律の対象にすることができるといふことを肥料安定法の第二条にうたつてあるわけですから、特に外国に依存しなければならぬような重要肥料に対しては法律の適用をこれに加えて取り扱ふべきであるというところは、今まで一貫して私どもが主張している点なん

です。こういう点を全く政府の責任において放置しておつたような状態の中から、あるいは事態が大きく発生したということとは否定することができないと思つて、たゞ輸出のごときは何ら法律の必要性はないようなことになつておるのでありますから、そういう点に対して政府の責任において検討を加えておるとするならば別でありまして、単に漫然として肥料審議会の懇談会を開いて検討してみても意義がないと思つて、この二つの問題に対しても非常に苦心されておるといふ点はわかりませんが、この際農林大臣として信念的なものを十分固められて、この当面している問題の処理にどうしても當つてもらわなければならぬと思つておるのです。閣議の関係でまよつておるないものでありますから、明日また当委員会に御出席になりますので、それまで保留しておきますが、この点に対して農林大臣としてのもう少し具体的な責任のある意見を整理されて御出席を願ふことといたします。

○吉川(久)委員長代理 本日の質疑はこの程度にとどめます。これにて散会いたします。午後三時七分散会

〔参照〕
森林法の一部を改正する法律案(内閣提出)(参議院送付)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

五

昭和三十三年四月二十五日印刷

昭和三十三年四月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局